

船舶事故調査報告書

令和4年10月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年6月28日 07時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市の山大島の長崎鼻付近 的山大島長崎鼻灯台から真方位145° 100m付近 （概位 北緯33° 30.6′ 東経129° 33.4′）
事故の概要	漁船23濱野は、西北西進中、干出浜に乗り揚げた。 23濱野は、船首船底部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和4年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 23濱野、19トン NS2-23011（漁船登録番号）、有限会社浜栄水産 17.39m（Lr）×5.29m×1.82m、FRP ディーゼル機関、558.98kW、平成6年3月15日 第292-47268号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月7日 免許証交付日 令和元年7月19日 （令和7年4月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首船底部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約5.8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約254cm（平戸市志々伎湾）
事故の経過	本船は、まき網船団の網船で、船長ほか8人が乗り組み、いわし漁の目的で、令和4年6月27日17時00分ごろ僚船5隻と共に長崎県佐世保市小佐々町の係留地を出航し、同県松浦市黒島北方沖の漁場で操業を行った後、28日06時00分ごろ的山大島の大根坂港に向かった。 船長は、単独で船橋当直に当たり、レーダー及びGPSプロッター

	<p>を作動させて操舵装置の前に立ち、後方の操縦席に臀部をもたれた姿勢で操船に当たり、船首を長崎鼻付近に向けて約8ノットの対地速力で、手動操舵により西北西進していた。</p> <p>船長は、06時58分ごろ連日の操業で蓄積した疲労により眠気を感じていたものの、入航するまで眠気を我慢できると思い、同じ姿勢のまま操船を続けた。</p> <p>船長は、06時59分ごろ居眠りに陥り、長崎鼻東南東方沖の変針予定場所を通過して航行を続け、07時00分ごろ衝撃を感じて目覚め、周囲を見て長崎鼻付近の干出浜に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、先に大根坂港に入航していた僚船に本事故発生の連絡を行った。</p> <p>船長は、乗組員に指示して本船の損傷状況を調査し、浸水等がないことを確認した。</p> <p>本船は、来援した僚船により引き出された後、僚船にえい航されて小佐々町所在の造船所に向かった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 船長の操船時の姿勢 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約3.0mであった。</p> <p>船長は、ほとんど毎日17時ごろ出航して翌日の06時ごろまで夜通し操業を行い、07時ごろ入航して食事をとり、08時ごろから15時ごろまで睡眠をとった後、再び出航していた。</p> <p>船長は、持病もなく、健康状態は良好で、一日の睡眠時間が約6～7時間であった。</p> <p>船長は、ふだん眠気を感じた際、降橋して左舷中央部にある流し台のところに行き、顔を洗うなどしていたが、本事故時、入航するまで約5分なので、眠気を我慢できると思った。</p> <p>船長は、航海時間が約4時間の場合、途中で他の乗組員と船橋当直を交替して操船を行ってもらっていたが、本事故時、航海時間が約1時間であったので、自身が1人で船橋当直を行っていた。</p> <p>船長は、操縦席にもたれずに立って操船に当たれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、的山大島東方沖を西北西進中、単独で船橋当直に当たっていた船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して長崎鼻付近に向けて航行を続けたことから、同鼻付近の干出浜に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、操舵装置の前に立ち、後方の操縦席に臀部をもたれた姿勢</p>

	<p>で操船に当たっていたところ、連日の操業で蓄積した疲労により眠気を感じていたものの、入航するまで眠気を我慢できると思い、居眠りに陥りやすい姿勢のまま操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん眠気を感じた際、降橋して左舷中央部にある流し台のところに行き、顔を洗うなどしていたが、本事故時、入航するまで約5分なので、眠気を我慢できると思ったことから、居眠り運航の防止措置を採っていなかったものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、本船が的山大島東方沖を西北西進中、単独で船橋当直に当たっていた船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して長崎鼻付近に向けて航行を続けたため、同鼻付近の干出浜に乗り揚げたものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、操縦席に臀部をもたれた姿勢のまま操船に当たると居眠りに陥りやすいので、操縦席等にもたれずに立って操船に当たること。 ・ 船橋当直者は、眠気を感じた際、短時間であっても眠気を我慢できと思わず、他の乗組員と操船を替わって顔を洗うなどの居眠り運航の防止措置を採ること。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

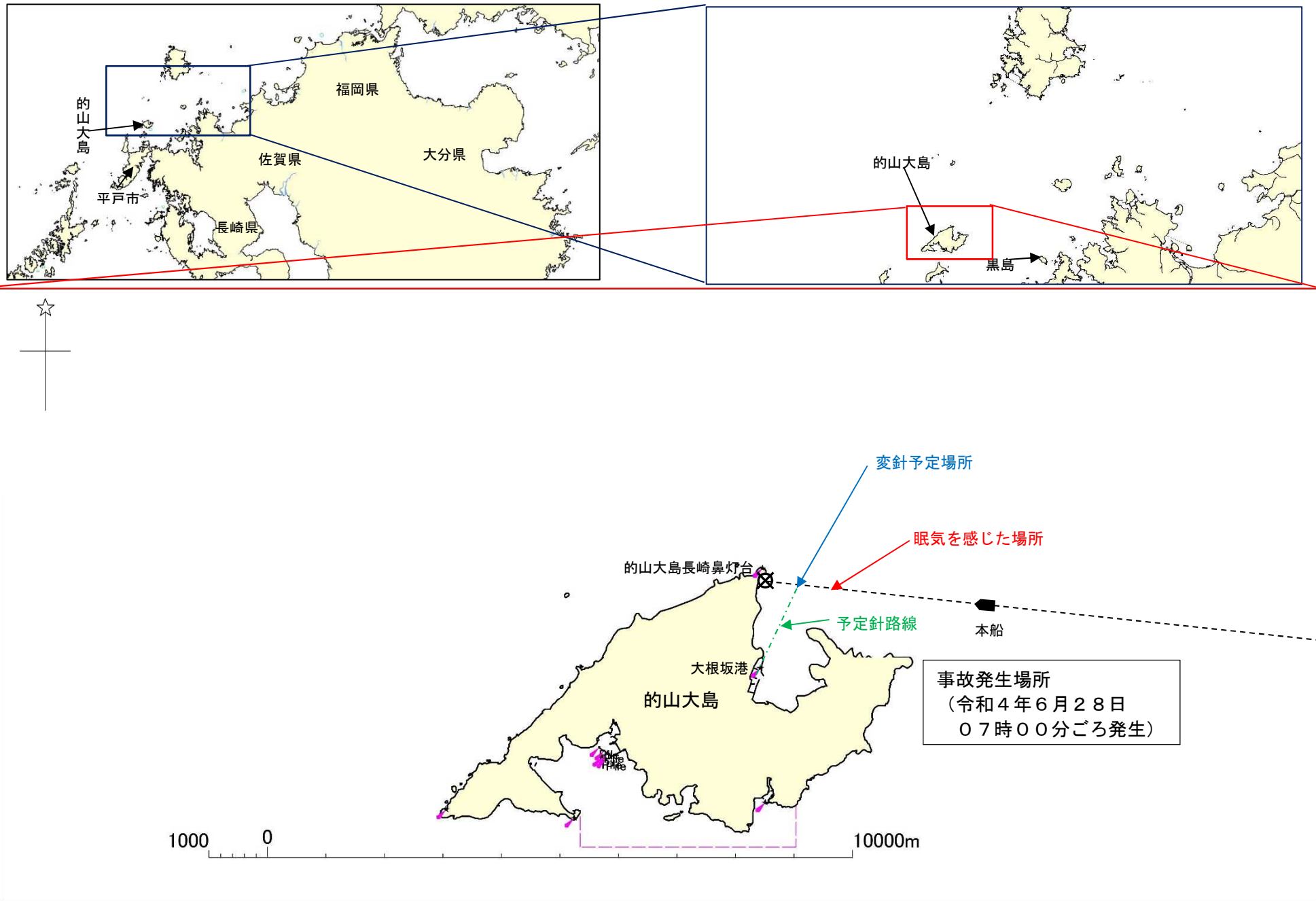


写真1 本船



写真2 船長の操船時の姿勢

